

障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の額の 設定の基準となる数値の算定について

○ 単位調整額の算出根拠の概要

障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）に係る調整基礎額については、基準雇用率に達するまで身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「対象障害者」という）を雇用するものとした場合（①）に、また、障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）に係る単位調整額については、基準雇用率を超えて対象障害者を雇用した場合（②）に、それぞれ対象障害者1人につき通常必要とされる1か月当たりの特別費用（対象障害者を雇用するために特別に必要とされる費用）の額の平均額を基準として定める旨規定されている。

実態調査に基づき、平均的規模の企業をモデルとして①及び②の特別費用を算出すると、調整基礎額（納付金）及び単位調整額（調整金）は次のとおりである。

$$* \text{ 調整基礎額（納付金）} = 49,494 \text{ 円} \div \underline{50,000 \text{ 円}}$$

$$* \text{ 単位調整額（調整金）} = 29,532 \text{ 円} \div \underline{29,000 \text{ 円}}$$